

介護福祉士へのステップアップを応援します！

介護福祉士実務者研修受講資金貸付

秋田県内で実務者研修を受講し、介護福祉士を目指す方に対して、必要経費を無利子でお貸します。
また、一定の条件を満たすことで、貸付金全額の返還が免除されます。

対象となる方

秋田県内の研修施設において、**実務者研修を受講中であり**、今後、秋田県内の指定施設において、介護福祉士として**介護業務（返還免除対象業務）**に従事する意思がある方。

貸付額等

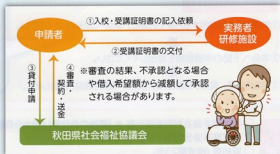
- ◆貸付上限額：20万円（1人あたり1回限り）
- ◆貸付対象となる経費
 - * 実務者研修受講料
 - * 教材費
 - * 参考図書費、学用品費、交通費
 - * 受験対策講座の受講料
 - * 国家試験の受験手数料
 - * 国家資格の登録手数料 等

返還免除条件

- (1) 実務者研修施設の卒業^{※1}から1年以内^{※2}に介護福祉士に登録すること
 - (2) 秋田県内の介護事業所・施設において、**介護福祉士として、2年間継続して介護業務に従事すること**
 - ※1…実務者研修施設を卒業した日に、介護業務の実務経験が3年に達していない場合は「実務経験が3年に達した日」となります。
 - ※2…所定の手続きにより、期限を延長することが可能です。
- 上記(1)、(2)の条件を満たせなかった場合は、貸付金を返還していただきます。

貸付までの流れ

- ① 研修施設に入校し、「受講証明書」の記入を依頼してください。
 - ②～③ 受講期間中に、本会へ下記の申請書類を提出してください。
 - ④ 審査の結果、貸付が承認された場合は、契約を締結し送金します。
- ※受講期間以外は申請できません。



申請書類

- 実務者研修受講資金貸付申請書（様式第1-②号）
- 受講証明書（様式第27号）
- 誓約書（様式第22号）
- 貸付申請者の住民票（本籍表示有り、発行後3ヵ月以内）
- 連帯保証人の住民票（本籍表示有り、発行後3ヵ月以内）
- 連帯保証人の所得が分かる書類（源泉徴収票の写し又は市町村長発行の所得証明書）

〈注意〉本資金は、教育訓練給付金制度のうち、「特定一般教育訓練給付金」又は「専門実践教育訓練給付金」のみ併用が認められています。他の教育訓練給付金とは併用できません。

申請書類のあて先・お問い合わせ先は裏面に記載しております